

名古屋市告示第 566 号

名古屋市建築基準法施行条例第17条第45号の 5 及び第45号の 6 の  
市長が告示する機関について

名古屋市建築基準法施行条例（平成12年名古屋市条例第40号）第17条第45号  
の 5 及び第45号の 6 の市長が告示する機関を次のように定めます。

なお、平成29年名古屋市告示第 243 号は廃止します。

令和 4 年 9 月 29 日

名古屋市長 河 村 たかし

次表の左欄に掲げる申請の区分に応じ、同表の右欄に掲げる機関であって、  
業として、建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しく  
は媒介し、又は新築の建設工事を請け負う者に支配されていないものとする。

申請の区分	機関
1 一戸建の住宅、一戸建の住宅以外 の住宅（住戸の部分及び共同住宅 の共用部分（以下これらを「住宅 部分」という。）以外の部分（以 下「非住宅部分」という。）を含 まないものに限る。）又は一戸建 の住宅以外の住宅（非住宅部分 を含むものに限る。）における住宅 部分が認定対象の申請	住宅の品質確保の促進等に関する 法律（平成11年法律第81号）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能 評価機関（以下「登録住宅性能評 価機関」という。）
2 一戸建の住宅以外の建築物のうち 住宅部分を含まない建築物又は一 戸建の住宅以外の住宅における非 住宅部分が認定対象の申請	建築物のエネルギー消費性能の向 上に関する法律（平成27年法律第 53号）第15条第 1 項に規定する登 録建築物エネルギー消費性能判定

	機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）
3 1 及び 2 以外の建築物が認定対象の申請	登録住宅性能評価機関であり、かつ登録建築物エネルギー消費性能判定機関である機関

附 則

この告示は、令和 4 年10月 1 日から施行する。

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課